

令和二年度第七回（九月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和2年度諫早市農業委員会 第7回総会議事録

1 開催日時 令和2年9月29日(火) 開会 午後2時00分～ 閉会 午後3時10分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (18人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 2番 久保 繁 3番 中尾貞治 4番 久本純造

5番 立森和富 6番 前田貞松 8番 松尾正晴

9番 長谷川 博 10番 山口勇満 11番 中島康範

12番 松本秀徳 13番 陣野昭則 14番 山口廣三

15番 澤久 進 16番 周防克己 17番 池田武弘

18番 野副栄治

4 欠席委員 (2人) 1番 池田つや子 7番 中川一範

5 付議事件

第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第6号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理後の変更承認申請書承認の件

第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第6号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

議長 ただいま、1番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

委員 本件は、用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する軽微な変更と言いますけれども、ここは長崎県農業振興公社から貸借している農地なので、安易に、はいそうですかとはいかないと思います。用途変更手続完了後は農地法第5条の農地転用申請が提出される予定とのことですが、申請前に農地への復旧をさせる必要があると思います。また、今後、同じことが起こらないように対策をどうするのか公社から聞いていますか。

事務局 長崎県農業振興公社は、このようなことが起こらないようリース事業者に対して文書等で注意喚起を行っているとのこと。

議長 ほかにご質問等はありませんか。

委員 現状のままでの転用は認められないため、原状回復等を行わせる必要があると思います。

議長 （「異議なし」と言う者あり）

議長 1番の農用地区域の用途変更については、農地法第5条の農地転用申請前までに原状回復等が必要となるため、関係機関との協議が必要となります。意見の内容については、その協議が整い次第、議長に一任ということによろしいでしょうか。

議長 （「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、1番の農用地区域の用途変更についての意見は、関係機関との協議が整い次第、議長に一任ということに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明する前に、2番については取下げの申出がありましたのでご報告します。それでは説明に入ります。

1番、3番、4番は、譲受人が同一の案件ですので一括して説明します。

1番、諫早地区、栄田町の農地2筆、2, 117㎡、

3番、諫早地区、栄田町の農地2筆、603㎡、

4番、諫早地区、栄田町の農地1筆、1, 265㎡、計5筆3, 985㎡について、新規に就農するため購入する申請です。権利取得後の農地面積は7, 231.59㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや普通トラック等の機械も所有されています。また農作業をする役員の人数も経験も十分あると思われ、譲受人の会社から申請地までは車で約10分ありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われ。

5番、本野地区、上大渡野町の農地1筆、683㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は3, 739㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に20年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分ありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は

無いと思われます。

6番、長田地区、長田町の農地2筆、2, 272㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は19, 061㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に21年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、長田地区、長田町の農地1筆、3, 460㎡を耕作に便利のため、賃貸借15年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は30, 394㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に58年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約1分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

8番、長田地区、正久寺町の農地1筆、610㎡を農業に精進するため、農地の贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は21, 311㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に10年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約3分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

9番、高来地区、高来町山道、高来町金崎の農地5筆、6, 458㎡を農業に精進するため、農地の贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は6, 458㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に20年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

10番、高来地区、高来町泉の農地4筆、5, 386㎡を新規に就農するため賃貸借10年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は5, 386㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターやコンバイン等の機械も所有されています。また農作業をする役員の人数も経験も十分あると思われ、譲受人の会社から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

11番と12番は、借受人が同一の案件ですので一括して説明します。

11番、小長井地区、小長井町井崎の農地2筆、18, 140㎡、

12番、小長井地区、小長井町小川原浦の農地2筆、11, 504㎡、

計29, 644を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は42, 795㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや軽トラック等の機械も所有されています。また農作業をする役員の人数も経験も十分あると思われ、譲受人の会社から申請地までは車で約40分でありますので、機械、労働

力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

13番と14番は、譲受人が同一の案件ですので一括して説明します。

13番、小長井地区、小長井町田原の農地1筆、683㎡、

14番、小長井地区、小長井町田原の農地1筆、827㎡、計1,510㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は7,052㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。以上で説明を終わります。

議 長 議案第2号の説明がありましたので、1番、3番、4番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、3番、4番について一括して説明します。1番、3番、4番の農地を地区推進委員と確認してきました。申請地は、8月に申請があった農地に隣接する農地です。申請地の一部は耕作放棄地のようなところもございますけれども便利なところだと思います。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会では提出された営農計画どおりに実施すれば特に問題ないとの意見でした。ご審議をよろしくお願います。

議 長 1番、3番、4番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委 員 先月に続き2回目の申請ですけれども、営農計画では何月から作る予定になっていますか。

事 務 局 9月から除草、土壌改良、水路整備に入り、11月から玉ねぎを作り始めると記載されています。

議 長 地区の委員さんは、たまに見に行つて営農計画どおり実施されるよう指導等をお願ひいたします。

委 員 先月も営農計画が提出されています。今回は隣接する農地で申請地が違いますが、更に詳しい営農計画が提出されています。ここはJRと本明川に挟まれた農地で、JRに一番近い方の農地については、耕作放棄地なので営農計画どおりに耕作されれば、解消されます。許可後の指導については、委員の交代もあいますが引き継ぎながら指導していければと思います。

委 員 先月申請した時の営農計画では、馬鈴薯と玉ねぎを作るといふので、それは相反することでおかしいのではないかといふ事があり、計画書の変更があいます。今回は先月許可した農地に隣接する農地を新たに購入するといふことですのでけれども、先月は営農計画どおりに営農するといふことで許可をしていますので、農業委員会の許可を重く受け止めて、企業としてモラルを持って対応していただきたいと思います。

議 長 申請者は、農地がない状態から営農を始めようといふしていますので、数年後には転

用するのではないかということが懸念されております。事務局は委員が言われた意見を伝えておいて下さい。今後も申請があるかもしれませんが、耕作もしないで次々に農地を取得させることについては疑念が残りますので、途中で安易に計画変更をするようなことではなく、今回提出した営農計画どおりに耕作するように事務局はしっかりと伝えて下さい。

事務局

わかりました。

議長

ほかにご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長

ご質問がないようですので、1番、3番、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長

ご異議がないようですので、1番、3番、4番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長

次に、5番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員

5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、サトイモ、サツマイモ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

5番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長

ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長

ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長

次に、6番から8番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員

6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委員

7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、トルコギキョウを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委員

8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、カボチャ、玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得

後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 6番から8番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、6番から8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、6番から8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、9番と10番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、白菜、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 9番と10番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、9番と10番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、9番と10番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、11番から14番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 11番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

12番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれ

にも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

13番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、サトイモ、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

14番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、サトイモ、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 11番から14番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので11番から14番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、11番から14番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、長田地区、中田町の田1筆347㎡に農家住宅を建築し住宅用地とする追認の転用申請です。農地区分は調整区域で、一部農用地区域となっており、農地の立地基準については第2種農地に該当します。本件は申請人の母が昭和38年頃に農家住宅を建築しましたが、農地転用許可を受けた履歴がなかったものです。また、申請地を含めた5筆が筆界未定の状態となっております。通常、筆界未定の場合は申請地が特定できないため許可申請ができませんが、申請地と隣接地を分筆した際の地籍測量図があり、申請地の位置と面積が特定できることから、許可申請を受け付けたものです。雨水について水路へ放流し、汚水等については合併浄化槽を通じて水路へ放流します。隣接する農地はなく、顛末書の提出がっており、本件にかかる追加の資金はありません。議案第3号については、以上となっております。

議 長 1番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありません

か。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題と
(議案第4号) いたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、有喜地区、松里町の登記地目が宅地、課税現況地目が畑となっている農地3筆の計96.08㎡を隣地に建築するアパートの雨水を流すための排水路用地とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、整地作業を行い、申請地内にU字溝を設置し、溜柵及び排水管を通じて既存の水路へ接続します。なお、既存水路使用の法定外公共物占用等の許可申請中です。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明及び通帳の写しで確認しています。

2番、真津山地区、貝津町の畑2筆計1,039㎡を分譲住宅用地とする転用申請です。契約は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第3種農地に該当します。本申請は造成のみの宅地分譲で、原則許可できませんが、申請者が一般社団法人であることから例外的に申請が可能となります。被害防除計画ですが、現状のまま利用し、申請地の周辺の一部には既存のコンクリート擁壁があるため、それを利用し土砂の流出を防ぎます。雨水は申請地内に側溝を設け、既存の側溝へ接続します。汚水等は合併浄化槽を設置する予定です。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第29条第1項の開発許可申請中です。

3番、真津山地区、真崎町の畑1筆296㎡に一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、現状のまま利用し、建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水は道路側溝へ、汚水等は合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

4番、森山地区、森山町上井牟田の田1筆20㎡に農業用水用ポンプ施設を設置し、農業用施設用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振農用地です。農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する農業振興地域整備計画の変更決定が8月6日付でなされております。契約内容は売買となっております。本申請ですが、少雨の時期に水田の用水が不足し大変苦労しているため、地縁団体の上井牟田地区会がポンプ施設を設置し、安定的な用水を確保するものです。土地は現状のまま利用し、50cm程度の基礎を設け、ポンプを設置いたします。雨水は水路へ、隣接する農地はなく、資金については融資証明及び通帳の写しで確認しています。

5番、高来地区、高来町峰の畑1筆495㎡に一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は贈与、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造二階建ての住宅を建築し、雨水は浸透枡を設置し、地内へ浸透させ、汚水等は下水道へ接続します。造成はなく現状のまま利用し、周辺にはコンクリートブロックを設け、土砂の流出を防ぎます。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。議案第4号は以上です。

議 長 議案第4号の説明がありましたので、1番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番と3番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、適正であると思われます。

3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 2番と3番についての説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 5番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題(議案第5号)

事 務 局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番、小野地区、小野島町の農地1筆、3,705㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、アスパラガス、水稲、麦の生産を主体に経営されています。

2番から6番は借受人が同一の案件です。

2番、本野地区、湯野尾町の農地1筆、1,169㎡、

3番、本野地区、湯野尾町の農地2筆、3,022㎡、

4番、本野地区、湯野尾町の農地1筆、611㎡、

5番、本野地区、湯野尾町の農地1筆、893㎡、

6番、本野地区、湯野尾町の農地2筆、1,642㎡、計7筆7,337㎡を農業経営規模拡大を行うため使用賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、ブロッコリー、キャベツ、水稲の生産を主体に経営されています。

7番から9番は借受人が同一の案件です。

7番、長田地区、長田町の農地1筆、1,208㎡、

8番、長田地区、長田町の農地1筆、2,122㎡、

9番、長田地区、正久寺町の農地1筆、1,419㎡、計3筆4,749㎡を農業経営規模拡大を行うため賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

10番から13番は借受人が同一の案件です。

10番、飯盛地区、飯盛町後田、飯盛町開の農地6筆、5,120㎡、

11番、飯盛地区、飯盛町開の農地2筆、3,217㎡、

12番、高来地区、高来町上与の農地1筆、897㎡、

13番、高来地区、高来町下与の農地5筆、1,636.41㎡、

計14筆10,870.41㎡を農業経営規模拡大を行うため、10番を使用賃貸借20年で、11番と12番を賃貸借20年で、13番を使用賃貸借10年で借り入れ

る新規の申出です。申出人は、水稻、馬鈴薯、生姜の生産を主体に経営されています。

14番と15番は借受人が同一の案件です。

14番、飯盛地区、飯盛町後田の農地17筆、12,482㎡、

15番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,873㎡、

計18筆14,355㎡を農業経営規模拡大を行うため賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、花卉の生産を主体に経営されています。

16番から20番は借受人が同一の案件です。

16番、小長井地区、小長井町遠竹の農地2筆、1,352㎡、

17番、小長井地区、小長井町井崎の農地15筆、50,072㎡、

18番、小長井地区、小長井町井崎の農地18筆、21,456㎡、

19番、小長井地区、小長井町井崎の農地2筆、6,625㎡、

20番、小長井地区、小長井町井崎の農地4筆、9,857㎡、

計41筆89,362㎡を農業経営規模拡大を行うため、16番と19番を使用貸借10年で、17番、18番及び20番を使用貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、野菜苗の生産を主体に経営されています。

21番から24番は借受人が同一の案件です。

21番、小長井地区、小長井町井崎の農地2筆、3,403㎡、

22番、小長井地区、小長井町井崎の農地2筆、2,087㎡、

23番、小長井地区、小長井町井崎の農地1筆、877㎡、

24番、小長井地区、小長井町井崎の農地2筆、2,983㎡、

計7筆9,350㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、菊の生産を主体に経営されています。

以上、1番から24番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議長 議案第5号の説明がありました。1番から15番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から15番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から15番は、申出どおり許可することに決定いたします。

議長 次の16番から20番は、わたくし20番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議長を19番委員の会長職務代理者と交代し、退席いたします。

(20番委員退席)

議長 議長を交代し、審議を再開します。議案第5号の16番から20番について、何

かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、16番から20番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、16番から20番は、申出どおり許可することに決定いたします。

20番委員の入場を求めます。

(20番委員・入場→着席)

議 長 議長を交代し、審議を再開します。

議 長 21番から24番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、21番から24番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、21番から24番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第5,6号) 続きまして、関連がありますので、議案第5号の25番から59番、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号の25番、小野地区、赤崎町、小野島町の農地4筆、6,386㎡を、議案第6号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の26番、多良見地区、多良見町舟津の農地2筆、4,159㎡を、議案第6号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の27番、森山地区、森山町本村の農地12筆、10,224㎡、議案第5号の28番、森山地区、森山町本村の農地2筆、3,408㎡、計13,632㎡を、議案第6号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の29番、森山地区、森山町田尻の農地4筆、4,776㎡、

議案第5号の30番、森山地区、森山町田尻、森山町杉谷の農地9筆9,244㎡、計14,020㎡を、議案第6号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大と農地中間管

理事業の活用に繋がります。

議案第5号の31番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、1,800㎡、
議案第5号の32番、森山地区、森山町杉谷の農地3筆、4,419㎡、
計6,219㎡を、議案第6号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の33番、森山地区、森山町杉谷の農地10筆、12,829.80㎡を議案第6号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の34番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、2,472㎡を、議案第6号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の35番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、1,079㎡を、議案第6号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の36番、森山地区、森山町杉谷の農地13筆14,748.76㎡、
議案第5号の37番、森山地区、森山町杉谷の農地6筆、10,570.39㎡、
議案第5号の38番、森山地区、森山町杉谷の農地7筆、5,958.70㎡、
議案第5号の39番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、1,159㎡、
議案第5号の40番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、1,013㎡、
議案第5号の41番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、832㎡、
議案第5号の42番、森山地区、森山町杉谷の農地3筆、2,974㎡、
議案第5号の43番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、680㎡、
議案第5号の44番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、1,285㎡、
計34筆39,220.85㎡を、議案第6号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の45番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、3,669㎡、
議案第5号の46番、森山地区、森山町田尻、森山町杉谷の農地2筆1,393㎡
議案第5号の47番、森山地区、森山町杉谷の農地11筆12,043.05㎡、
議案第5号の48番、森山地区、森山町杉谷の農地3筆、3,080.08㎡、
議案第5号の49番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、1,345㎡、
議案第5号の50番、森山地区、森山町杉谷の農地4筆、3,576.73㎡、
議案第5号の51番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、3,213.97㎡、

計28, 320.83㎡を、議案第6号の10番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の52番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、1, 198㎡を、議案第6号の11番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、人参、馬鈴薯、大根の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の53番、飯盛地区、飯盛町中山、飯盛町山口の農地7筆14, 984㎡を、議案第6号の12番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の54番、小長井地区、小長井町遠竹の農地4筆、4, 849㎡、
議案第5号の55番、小長井地区、小長井町遠竹の農地1筆、742㎡、
議案第5号の56番、小長井地区、小長井町遠竹の農地1筆、1, 411㎡、
議案第5号の57番、小長井地区、小長井町井崎の農地1筆、1, 265㎡、
議案第5号の58番、小長井地区、小長井町井崎の農地1筆、1, 253㎡、
計9, 520㎡を、議案第6号の13番に使用貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、大豆、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理機構関連農地整備事業の実施に繋がります。

議案第5号の59番、小長井地区、小長井町井崎の農地1筆、762㎡を、議案第6号の14番に使用貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

続きまして議案第6号の配分計画の変更について説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている本野地区富川町の農地4筆3, 830㎡、本野地区本野町の農地2筆2, 408㎡計6, 238㎡について、議案第6号の15番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、パパイヤ、ツルムラサキの生産を主体に経営を行う計画であり、今回、権利の設定を受けることにより、新規就農に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である4年8か月と5年7か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区森山町本村の農地1筆2, 973㎡について、議案第6号の16番のとおり、配分を受けるものの変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、地域の農地を集積することに繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年1か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区森山町本村の農地1筆5,913㎡、森山地区森山町本村の農地2筆2,322㎡、計8,235㎡について、議案第6号の17番のとおり、配分を受けるものの変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営を行う計画であり、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業を活用に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である9年2か月と9年7か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区飯盛町後田の農地1筆1,497㎡について、議案第6号の18番のとおり、配分を受けるものの変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、花卉の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、経営移譲に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年1か月となっています。

以上 第5号議案の25番から59番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第6号議案の1番から18番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第5号の25番から59番、また、議案第6号の1番から18番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第5号の25番から59番を許可し、議案第6号の1番から18番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号の25番から59番を許可し、議案第6号の1番から18番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

本野地区から1件、小長井地区から2件、合計3件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

長田地区から2件、森山地区から7件、飯盛地区から1件、合計10件の通知が出ています。解約理由としましては、長田地区の1件は都合により耕作できなくなったため、長田地区のもう1件と飯盛地区の1件は耕作者を変更するため、森山地区の7件は、農地中間管理機構に貸し付けるためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、諫早地区、福田町の畑2筆406.41㎡を貸駐車場用地にする届出です。
報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理後の変更承認申請書承認の件」につきましてご報告いたします。

1番、諫早地区、仲沖町の田1筆909㎡に共同住宅1棟を建築する転用届出が出ておりましたが、都合により転用者と転用目的を変更したいという変更承認申請が提出され承認いたしました。次の報告第5号の1番と関連しております。

報告第5号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、仲沖町の田4筆、計3,961㎡を住宅用地にする売買の届出です。

2番、長野町の畑1筆220㎡を駐車場用地にする賃貸借の届出です。

3番、津水町の畑1筆125㎡を駐車場用地にする売買の届出です。

4番、真崎町の畑2筆、計510.73㎡を住宅用地にする売買の届出です。

報告第6号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

本野地区から1件、多良見地区から1件、飯盛地区から1件の申出を受理いたしました。全て、山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、本日提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件 1件。

議案第2号 農地法第3条許可 13件。

議案第3号 農地法第4条許可 1件。

議案第4号 農地法第5条許可 5件。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 59件。

議案第6号 農地中間理事業に係る農用地利用配分計画 18件。

以上、審議件数は、全部で97件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和2年度諫早市農業委員会第7回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)